

2021年4月5日
トライアングル少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの『島根県松江市における大規模火災』にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者からお申し出をいただいた場合、次のような特別のお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、下記の内閣府 WEB サイトをご参照くださいませ。

内閣府：https://www.bousai.go.jp/pdf/210401_shimane.pdf

【お問い合わせ先】 ご契約者様サポートセンター

通話料無料 0120-975-062

午前9時～午後6時（土・日・祝・年末年始等の休業日を除く）